

## 株式の併合に関する事後開示事項

平成●年●月●日

株式会社●●

代表取締役●●

当社は、平成●年●月●日付開催の取締役会において、株式の併合を行うことを決議し、効力発生日としていた平成●年●月●日付でかかる株式の併合を実施致しました。会社法 182 条の 6 第 1 項及び会社法施行規則 33 条の 10 に基づく事後開示事項は次の通りとなります。

- 1 株式の併合がその効力を生じた日  
平成●年●月●日
- 2 会社法 182 条の 3 の規定による請求に係る手続の経過  
前項の効力発生日までの間、株式の併合をやめることの請求は行われておりません。
- 3 会社法 182 条の 4 の規定による手続の経過  
第 1 項の効力発生日までの間、株式買取請求は行われておりません。
- 4 株式の併合に関する重要な事項  
該当事項はありません。

以 上